

「くらしの巡回講座」のご案内

消費生活センターでは消費生活に必要な知識を学んでいただくために、高校・大学の授業や企業研修、地域の集まりや講座・講演会などに講師を派遣しています。ぜひご利用ください！



令和8年度の主なテーマ

所要時間  1時間程度 オンライン講座も可

悪質商法の手口と対処法	キャッシュレス決済とローン・クレジット	金融トラブル事例の紹介と防止策	悪質商法から高齢者・障がい者を守ろう
【全ての方向け】	【若者向け】	【全ての方向け】	【見守り活動者向け】
最新の相談事例から悪質商法の手口とその対処法を学べます。	キャッシュレス決済等の仕組みや利用時の注意点を学べます。 (講師協力:日本貸金業協会)	消費者金融からの借入れトラブル事例と注意点を紹介します。 (講師協力:日本貸金業協会)	悪質商法の手口、見守りのポイント、支援のための法律や制度を学べます。

対象 市内に在住・在勤・在学の概ね10人以上のグループ・団体

会場 申込者側で用意
(消費生活センター諸室も無料で利用可能)

費用 無料 (講師への謝礼、交通費不要)

日時 月～金曜日 9:00～17:00
(土日祝日、年末年始を除く)

申込方法

開催希望日の2か月前までに、
郵送又はFAXでお申し込みください。
電子申請も可能です。

詳細は、ホームページをご覧ください▼

千葉市消費生活センター
電話:043-207-3602
FAX:043-207-3111



千葉市消費生活審議会 委員募集のお知らせ

市では、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の推進のために設置している消費生活審議会において、専門的視点とは別に消費者の代表としてご意見・ご提言をいただける委員を1名募集します。

任期 令和8年6月1日(月)から2年間 **開催予定** 年に3回程度(平日)

応募資格 市内在住、在勤、在学で、2月25日(水)時点で18歳以上の方
※市の議員・職員またはほかの附属機関の公募委員の方は応募できません。

報酬 規定により支給

応募方法 3月31日(火)必着。住所、氏名(ふりがな)、電話番号、生年月日、性別、職業、応募理由を明記したものと「最近の消費者問題について、行政に期待することや市民の役割について」をテーマとした小論文(800字程度)を下記へ郵送または直接持参。FAX、Eメールも可。

選考方法 書類および面接(日程は後日通知)により選考。結果は全員に通知します。

お問い合わせ・応募先 〒260-0045 中央区弁天 1-25-1 千葉市消費生活センター 消費者教育班
電話 043-207-3602/FAX 043-207-3111 Eメール shohi.CIL@city.chiba.lg.jp

詳細はホームページをご覧ください。



千葉市 消費生活審議会 委員